

左派リバタリアニズム理論への妥当な解釈を構築するための試論

——マイケル・オーツカ『不平等なしのリバタリアニズム』を手がかりにして——

西 口 正 文*

A Tentative Assumption for Building the Reasonable Interpretation Directed to Left-Libertarianism

—Using *Libertarianism without Inequality* by Michael Otsuka as a Lead—

Masafumi NISHIGUCHI

構成

〔助走、もしくは、序奏〕搾取や収奪の存立機制と個体的所有との対比

〔始まりの項〕“ロック流但し書き”に孕まれる潜在的可能性

〔次の項〕〈自己所有権〉における身体と世界資源

〔その次の項〕身体の具有する〈障害〉を対象化すること

〔その次の次の項〕〈自己所有権〉と〈平等〉とを結びつける論理

〔その次の次の次の項〕リベラリズム左派の唱道する“平等主義”に孕まれてある陥穽

〔その次の次の次の次の項〕ロック流但し書きに依拠するリバタリアニズムと〈運の平等論〉との結合をもたらす論理

〔追補〕〈自己所有権〉に対する視座の分岐——M・オーツカとG・A・コーエン——

〔結びに代えて〕

〔助走、もしくは、序奏〕搾取や収奪の存立機制と個体的所有との対比

生産能力の発揮をいささかも望み得ないひと——重度障害者——は、その生存を維持するためには他のひと（たち）による介護のための労働を要することになり、その帰結様態として見ても社会的生産性を向上させはしない、もしくは、労働生産性の浪費を結果する。してみれば、そのような重度障害者は生き続けることよりも安楽死というかたちを採るように社会的処遇の道筋をつけることが、正義の理説に適う。植松聖の正義思考は、このような意味秩序を以って展開された¹⁾。

ほぼ近似した意味秩序・正義思考は、学知としての理説に探し求めてみるならば、さしあたり次のような理説が浮かび上がってくる。生命倫理学の中での「人格論」と名指すこ

* 人間関係学部 人間関係学科

とのできそうな説である [Engelhardt, H. T. (1986)]。その説では、自己意識を持ち、正負の価値を識別しようとする意識を持ち得る“人格”であってこそその生に価値があり、“人格”たり得ぬヒトの生には価値がなく、“人格”たり得るヒトや社会に負担をかけぬようにするために安楽死を選び採ることが倫理的な方途だ、と考える向きを採る。

この考え方の方向は、さらに推及すると、かのジョン・ロックによって道筋をつけられた政治哲学に依拠しつつ、よりいっそう本格的に社会正義とはいかにあるべきかという方向に傾注して思考を練りあげたロバート・ノージックの——リパタリアニズムに拠って立つ哲学の祖とみてもよいであろうほかならぬノージックの——重視した意味秩序・正義思考に、かなり重なるであろう。この意味秩序・正義思考には、真剣に向き合うにあたいする要素が蔵されているのではないか。

生産関係（生産様式）の在り方に基礎づけられて出来るところの、収奪性と排他的利己の性質を帯びた（資本制）私的所有の統御する社会≈本源的の市民社会と、〈個体的所有〉と、双方の関係をあらためて把握しておこう。真木悠介からの援用、および、平田清明からの援用、これを媒介にすることによって、端的に把握することにしよう。

本源的の市民社会とは、〔すなわちその経済形態に即していえば、単純な私的所有の関係とは〕万人が万人にたいして、自由にかつ平等に収奪し疎外しあう関係である。その対極に可視的な人格的収奪者をもつ疎外ではなく、物神化ということこそが、この社会に固有の疎外の形態をなしているのは、もともと物神化ということが、私的な労働=所有者たちが、その無数の他者たちとの間に形成する、この相互的、かつ普遍的な〈疎外⇔収奪〉関係の物象化に他ならないからである。 [真木 1977: 146-147]

いまここに挙げた、真木からの引用箇所は、資本制私的所有の統御する社会≈本源的の市民社会が「支配の論理と物象化の論理」を基軸にして存立し得るその機制を、剔抉している内容（の一部）だ。件の〈機制〉が可視化されぬままに、むしろ自明視されて駆動し展開することになるのは、本源的の市民社会に住まう行為者たちの意識——その即自態——においては、資本制下の生産様式とくに生産関係が正当化されて受容されるからである。これに続けて直ちに、平田からの引用へと移ることにする。

マルクスの言う「近代社会」形成の過程とは、一方では、旧代的生産様式に対して市民的生産様式が闘争する過程であり、同時に他方では、市民的生産様式が資本家的生産様式へと自己転変する過程である。前者の過程においては、共同体の破壊すなわち私的所有の形成という姿で個体的所有の開花が進展する。ただし、個体の本来の共同性を喪失するという犠牲においてである。後者の過程においては、多数の直接的生産者の私的所有が少数の大所有者によって奪いとられ、その個体的所有もまた形骸化する。そして、資本家的領有としての私的所有が一般化する。…（中略）…資本家的生産様式にすでに転変した市民的生産様式は、その自己否定としての Kommunismus をうみだすのであるが、そこにおいて実現するものは、かの「近代」形成過程において喪失した共同体の再建であり、同じく、形骸化された個体的所有の「真実化」、つまり

共同的所有との統一におけるその「再建」なのである。 [平田 1969: 70]
個性は、資本家的私的個人においても労働諸個人においても疎外されている。ただしこの疎外が労働者において徹底していること自明である。労働者は、共同の利用物たるべき生産手段を奪われた (priviert) 者として、この意味での私人として自己を意識させられる。… (中略) …

このようなところでは、資本家的利害を代弁する者は、「所有」Eigentum の廃止は人間に「固有な」(eigen) 本性の廃絶を意味するから不可能だと主張しがちであるが、これに対して労働者は、おのれの奪われた個性を奪いかえし、おのれが始源において保有していた「個体的所有」を、そして後に私的所有のもとでおおいかくされた「個体的所有」を「再建」することを、当然の要求としていく。貫徹させるべき諸要求 revendications は、所有回復の要求 revendication として、ひろく大衆に意識される。私的所有の揚棄のうでで成立する社会主義は、協業や土地その他いっさいの生産手段の共同所有という「資本化時代の獲得物」を基礎として、「勤労者の個体的所有」が「再建」される社会体制であるほかないのだ。 [平田 1969: 143-144]

いま挙げた引用箇所の前の方の方は、「マルクスにおける市民社会の概念について」と名指された章の中の「市民社会視座と唯物史観」を構成する最終項「近代的階級概念と個体的所有」において力説されている内容だ。そして、引用箇所の後の方の方は、「市民社会と唯物史観」と名指された章の中の「私的所有と個体的所有」という項において力説されている内容だ。これらの叙述から窺い知られるように、ひとの生存を支えるべき諸資源を生み出すための手段となる「生産手段」が、市民社会形成過程を経てブルジョアジーによって領有される(=私的に所有される)ことになること、その過程を経て、生産手段の共同体的所有が崩壊せしめられること、そしてまた、本来は共同性を保持すべき生産手段から疎外されてある自己のありようを対自化するに到る勤労者階級によって、生産手段の共同所有を回復させるべく、資本制下の私的所有秩序を揚棄することを目標とする社会主義革命が展望されることになる。革命を経て成就される社会主義においては、労働者による個体的所有が——搾取なき自己労働→自己所有²⁾が——実現することになる。

真木および平田、それぞれからの引用をひっくるめて、少々強引ながらここで言及しておきたいのは次の内容だ。資本制下での生産様式、特に生産関係、これのもとでは等価交換であるかのように立ち現われる事柄が、その内実としては不等価交換であり(搾取や収奪のメカニズムを巧妙に内蔵させていて)、そのことを基盤とする資本制的富の増大を帰結する、という歴史社会的現相の開示。この開示を、むしろ正義思考の脈絡に沿って強調し直すならば、収奪や搾取という邪悪を克服すべく、自己労働→自己所有(もしくは個体的所有)という正義を実現させるよう向きを採るのが必要だ、とする認識をつかみ取るべきこと。規範性をたっぷり込めた正義思考をここに読み取るのも、的外れではないだろう。

いずれも注目し続ける必要のある内容なのだが、私のこの議論では副次的な取り扱いをする——助走、もしくは、序奏としての位置を与える——ことになる。この議論において問題化し探り深めようとするのは、(それを端的に表出すると、)資本制私的所有の統御す

る社会を超越することによって所有をめぐる正義が果たして達成され得るのか否か、これである。探り深めるにあたっての手がかりを、マイケル・オーツカ（2015年）『不平等なしのリバタリアニズム』に見出すことを介して、資本制を超越してもなお生き残るかもしれない不正（邪悪）、これの有無に視軸を向けつつ、生き残るとすればそれはいかにしてなのか、その生き残りを断つための理路をいかにして把握し得るのか、このことを主題として、この議論は試みられる。

なお筆者は、左派リバタリアニズムの祖といっても過言ではないヒレル・スタイナーによる所説に学ぶことによって、かつて³⁾概要として下記のように示すことのできる理解の仕方を、提示した。

各人のもつ権利についての敵対相剋状況を回避するための権利義務関係とは、いかにあるべきかに関して、スタイナーによって以下のように論じられるところの含意、これが重要である。

「(i)権利には義務が対応し、

(ii)絶対的に共存可能な権利には絶対的に共存可能な義務が対応し、

(iii)そのような義務の場合、義務の保有者は、服を着た自由 his vested liberties（他者からの侵害を防ぐための備えを持った自由、すなわち、保護された自由《——引用者による補註》）だけを行使することが必要であり、

(iv)服を着た自由の場合、他人には無介入義務があるので、権利が絶対的に共存可能な場合、義務の保有者には、権利がある——すなわち（義務の保有者の）服を着た自由を守る周辺部を構成する（他人の）無介入義務に対応する権利がある——ということになる。もし義務の保有者になんの権利もなくなれば、その人の自由はすべて裸の自由であり whose liberties are all naked, その人の義務はお互いに共存不可能になったり、他人の義務と共存不可能になったりする可能性がある。」

[Steiner, H. 1994: 89–90/ (邦訳) 2016年, 152頁]

ここに掲げたスタイナーによる叙述の含意は無理なく受容されるだろう。一方では各人にとっての権利が保障されると規定し、他方では、各人の権利行使の場における敵対相剋という状況が許容される、という条件のもとでは、権利行使を実的に保障され実現できる者と、そうでない者、という分化が生じる。これをまっとうに踏まえて敵対相剋状況を脱するには、思考の転回が求められる。つまり、あるひとの権利を保障し実現させるに際しては、他のひとたちがそのことを保護する義務が伴わねばならない、ということ。

いま述べた事柄と深く関連させるかたちでスタイナーは、次のように説明していた。「人の領域は所有権によって構成され、人々の領域が互いに絶対的に共存可能な場合、すべての人の権利（所有権）が、他のすべての人の権利（所有権）と排他的になるように境界付けられている。」「そのような所有権によって構成された領域を、『所有権に基づいた領域』と呼ぶ。」「二人の人が同一の物理的対象に対する権利（所有権）を同時にもつことはない。」 [Steiner, H. 1994: 91/ (邦訳) 2016年, 154–155頁]

こうして見てきたところから察知されるように、左派リバタリアニズムにおける権利概念は、ひとにとっての価値財の生産-流通-消費が資本制下で為される場合には齎

されないであろうところの所有権、これに基盤を据えようとしている。このような基盤へと接近するには、とはいえ、さらなる思索を必要とする。 [西口 2022: 61-62]

上記の理解の仕方を省察し、是正されるべき短慮をも見出したうえで、正義思考としての左派リバタリアニズムの可能性に向けての洞察をいっそう深めること、これをこの議論は志向する。是正されるべき短慮とは、左派リバタリアニズムにおける権利概念を把握するにあたってはただたんに資本制下での商品形態を採る価値財の生産-流通-消費のありように拠って立つ人権思想を撃てば片付く問題なのではなくて、収奪や搾取を克服し得て成り立つ自己所有権——個体的所有の権利——に向けてもまた、批判的乗り越えを図るのが大切となること、そのことへの覚識であるだろう。

〔始まりの項〕“ロック流但し書き”に孕まれる潜在的可能性

所有をめぐるの、ジョン・ロックによる理説に関して、筆者がかつて試みた論立て⁴⁾のことを、この際に想起しておこう。そこでの要点を簡潔に示すと、次のようになる。

- ・自己所有を正当化することについての根拠薄弱さに関して。私の身体は、私自身にとっての善き生を追求するための手段として、他者の干渉を全面的に排除して、自由に用い処分することができる、という規範意識。このような、いわば〈身体の自己所有〉と表示できそうな規範意識が、疑う余地のない準拠点とされる。簡略化して言えば、“私の身体は私のものだ”とするところから、その身体に内蔵された意志や能力を使用して外界の無主物に対して働きかけ（労働し）、働きかけた結果としてもたらされる成果（労働生産物・労働産出態）は私のものにほかならない。これが、ロックにおいて開示された自己所有秩序観の骨格を成す。
- ・ところで、この自己所有の正当性もしくは妥当性を根拠づけることがなされえたのか？ このように問うならば、ロックにあっては、その後のリバタリアン達にあっては、さらにはまたリベラリスト達にあっては——ひっくり返って言えば自己所有秩序観または私的所有秩序観⁵⁾に依拠しようとした論客達にあっては挙って——、当の根拠づけがなされていないことを知ることになる。というよりもむしろ、ロックをはじめとする論客達にあっては根拠づける必要性が意識されてこなかったであろう。自己所有または私的所有とは、端的に、そして懐疑なく無条件に受け容れられるべき秩序だ、と彼ら論客達にあってはこれまでずっとみなされ続けてきたのであるから。
- ・ジョン・ロックによる所有権の理説には、ロック流の熟慮の所産として付帯されたと推察しうるところの、「但し書き」による所有権の抑制が勘案されていた。すなわち、ジョン・ロックの議論展開に少しでも分け入って検討するならば、自己所有または私的所有秩序に制約を課そうとする「但し書き」およびそれに関連する幾重もの言及に、われわれは止目することができる。自己所有秩序のいわば即自態を以ってそれを歯止めなく展開することの有効性を声高に叫ぶ現代のリバタリアン達の論調と対比す

れば、そこに慎ましさを大いに感じ取ることでできそうな但し書きを、ロックは何故に銘記したのだろうか？ 自己所有を正当化することについての根拠への引っ掛かりがロックの直観において作用していたのではないだろうか。つまり、自己所有秩序をば正当視しうるものとして深く得心するわけにはいかぬこと、他者の安寧なる存続を——他者の存在の安寧を、そして、ひと相互の関係のありかたに視軸を向けて問題化される【存在の自由】を——脅かしてまで私的所有を権利として主張することの正当性が、その拠って立つ足場の危うさ・脆さのゆえに、あらためて懐疑的検討に曝される余地あることに気づいていたからではないだろうか。

- ・前項で取り挙げたロック流「但し書き」の趣意——自己所有を秩序化することに対しては、他者の存在の安寧との相剋という関係的事態を重視する視座から、制約が課せられること——に向けては、それを真っ当に引き取って考え深めるというのではなく、それとは方向を異にして、むしろ、そのうちに孕まれていたゆらぎを封じ込むという方向を採る議論展開。これを積極的に図ろうとするのが、リバタリアニズムの理説である。その典型を、なによりもロバート・ノージック（1974→1994）に見ることができる。その議論展開からすれば、かの但し書きの論題とする事柄は中途半端な妥協の産物とみなされることになる。

【架橋】

関連するであろう、かつて試みた探索として挙げてきた事柄、これらを踏まえ、ここから、主題に照準した論究に入る。

まず何よりも、所有の規範——そのあるべき形式・内容——についての、ジョン・ロックによる主張とは、就中、ロック流「但し書き」⁶⁾の趣意を十全に生かした主張とは、如何様であるのか。これを捉えるにあたって、マイケル・オーツカによる所説のどのような論脈が注目に値するのか。もう一步踏み込んで言えば、ロックをリバタリアニズムの論客として見たうえで、まさにそのリバタリアニズムの核を成すはずの自己所有権の性質がどうであるのか。これに対するオーツカによる解釈が注目に値するのだ。

と、このように切り出したのだが、議論の焦点をここであらためて明確にするために、ジョン・ロックによる所有権に付帯する「但し書き」と呼ばれてきた言説を、確認しておこう。『統治二論』*Two Treatises of Government* (1690) の第二論文＝後篇「政治的統治について」第五章「所有権について」第二十七節および第三十一節に現われる言説なのだが、意味脈絡を正確に掴むのに役立つように、第二十七節は全文を、第三十一節は必要な箇所を、加藤節による邦訳のかたちで、(引用の長くなることを厭わず) 記しておく。

たとえ、大地と、すべての下級の被造物とが万人の共有物であるとしても、人は誰でも、自分自身の身体に対する固有権をもつ。これについては、本人以外の誰もいかなる権利をももたない。彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものであると言ってよい。従って、自然が供給し、自然が残しておいたものから彼が取り出すものは何であれ、彼はそれに自分の労働を混合し、それに彼自身のものである何ものかを加えたのであって、そのことにより、それを彼自身の所有物とするのである。それは、自

然が設定した状態から彼によって取りだされたものであるから、それには、彼の労働によって、他人の共有権を排除する何か¹が賦与されたことになる。というのは、この労働は労働した人間の疑いえない所有物であって、少なくとも、共有物として他人にも十分な善きものが残されている場合には、ひとたび労働が付け加えられたものに対する権利を、彼以外の誰ももつことはできないからである。 [←第二十七節]

その〔労働という〕手段によってわれわれに所有権を与える同じ自然法が、同時に、その所有権に制限を課しているからである。『テモテ前書』第六章一七節における「神はよろずの物を豊かに賜う」という言葉は、靈感によって確認された理性の声である。しかし、神は、どの程度にまでわれわれに与え給うたのであろうか。それらを享受する程度にまでである。つまり、人は誰でも、腐敗する前に、自分の生活の便益のために利用しうる限りのものについては自らの労働によって所有権を定めてもよい。しかし、それを越えるものはすべて彼の分け前以上のものであり、他者に属する。… (中略) …自分自身の用に役立つ限りという理性の制限のうちにとどまる限り、一人の人間の勤勉さが及びうる自然の糧の部分はいかにわずかで、それを独占して他人を侵害することもいかに少なかったかといったことを考えると、〔どんぐりやリンゴを採集し、野うさぎを捕獲していた〕その頃は、そのように〔労働によって〕確立された所有権をめぐる争いや対立が生じる余地はほとんどなかったであろう。 [←第三十一節]

〈自己の身体に対する所有権〉と〈世界資源に対する所有権〉というこの双方が、ロックによる自己所有権の骨格だと言ってよい。さらに見届けられるべきなのは、この双方の位置づけもしくは比重の相違として、〈自己の身体に対する所有権〉の方がより基底を成していることだ。双方の位置づけもしくは比重の相違にかかわっての規範性を帯びた認識の質については、なるほどこれらのロック流の但し書きは、曖昧な中身に留まっている。これに向けてのマイケル・オーツカ（を代表とする左派リバタリアン）の解釈はしかし、その曖昧さを超出して、ロック流但し書きに潜在する認識上の規範性を、ロックに拠る（上記の引用で示したところの）言明を元手にして、さらに鮮明にしようと図るのだ。つまり、規範性を帯びた認識の要諦としては、上記の言明の文字通りの解釈に留めてはならない。〈自己の身体に対する所有権〉の方がより基底を成している、ということの含意を、対-世界資源-関係や対-他者-関係において各々の身体の発揮し得る性能——潜在性・顕在性を帯びた能力——の相違をそのまま抱え込ませたうえで“自己の身体に対する所有権”，これが基底を成す、と捉えるならば、ロック流自己所有権の特質を捉え損ねた浅薄な認識に留まる。端的に表現するならば、他の各人の生のありように比しての劣悪さを免れてあるところの善き生を、享受すべき単位としての身体、これを各人が所有すべきなのだ——そのための社会秩序を構成すべきなのだ——、とする解釈。これこそがロック流自己所有権に向けて獲得されるべき解釈の要諦を成す⁷⁾。

〔次の項〕〈自己所有権〉における身体と世界資源

この項以降では、マイケル・オーツカ『不平等なしのリバタリアニズム』において展開

された思索の跡を、導きの糸としつつ、真つ当なる正義の探求へ結びつき得ると考えられるところの、〈自己所有権〉をめぐる議論の中に立ち現われる身体へのまなざし方を、把握するよう試みる。

裁定のための思考実験として

ある島に二人のひとが——AlphaとBetaが——住んでいる。その島には、二人にとって生存するための資源が豊富にある。また、二人はそれぞれ身体上の能力（心的な能力も含む）が同等である（生産性に結び付く能力も同等である）。それで二人は、資源を活用する局面では自立するかたちを採りつつ、同じように善き生を送ることができている。ところが突然ある日、Alphaにのみ悪運が見舞うことになり、すなわち、自己の責任には帰され得ぬ災難に曝されることになり、身体上の能力を著しく失う——ただし、生存を保持するために何を必要とするかについては、意思表示できる——ことになった。すなわち、資源を自力で活用して善き生をもたらすための能力を、Alphaのみが失うことになった。この事態に際して二人がいずれも善き生を獲得し、かつ、善き生の度合に有利/不利が無い様態を創り出すためには、どうすればよいのか？ こう問うたときにひとまず案出されるのは、その島の資源のすべてをAlphaが所有し、BetaはAlphaの所有する資源を借り受けて、二人がそれぞれその資源から厚生を（福利を）獲得できるように労働する、という方法である。このとき留意されるべきなのは、Betaが労働してAlphaに厚生（という便益）を供することが“恩恵”や“慈善”や“いたわり”から発するのではなくて、島の資源のすべての所有権がAlphaにこそある、という（当の二人の間に創出されてある）秩序に基づくからこそなのだ、という点である。つまり、この思考実験に即して看過されてはならないのは、資源についてのすべての所有権をAlphaのみが持つべきだとする規範性が、所有をめぐる正義の在り方を——AlphaとBetaとにとってのいわば「第三者の審級」を——探り出そうとする意図に基づいている、という点なのである。すなわち、件の島の資源が（Betaにとってのみならず）Alphaにとっても、双方にとって充分にかつ善き質をもったそのような共有資源として残されるために案出されるひとつの方法とは、Alphaがすべての所有権を持つという方法なのだ [Otsuka 2003: 28]。この思考実験の含意は重要視されてよいだろう。〈自己所有権〉の二つの構成要素とみなされる「身体」と「世界資源」との関係づけ方を問い深めるにあたって大切となるひとつの論点が、ここに示唆されているからだ。

〔その次の項〕 身体の具有する〈障害〉を対象化すること

前項で得たおおまかな構想を踏まえてこの項では、〈善き生を獲得するための正義はいかにあるべきか〉という問題関心に沿って、身体の具有する〈障害〉を対象化する方法を、さらに推し進めて探ることにする。この問題関心においては、〈自己所有権〉における身体と世界資源とのより明晰な関係づけ方に——その規範としての在り方の可能域に——照準する必要がある。

マイケル・オーツカによる議論の中には、上記のAlphaとBetaそれぞれの善き生の実現方法をめぐる考察、これと結びつく論脈として、身体および世界資源に向けての自己所

有権をめぐるふたりのひとの関係づけの規範が、これまた思考実験として示されている。Alpha と Beta の場合には、一方のみが突然、悪運に見舞われることになり、その事態によって悪運に見舞われた者の善き生が崩壊するに到る（他方がそれを放置する）ことを避けるにはどうするべきか、というところに照準して大まかに考えて済ませていたわけであるが、いまから取り挙げる（オーツカによる）新たな論及においては、当初から労働能力をまったく欠落させているひとと、労働能力を十全に持ち合わせているひとと、この二人それぞれの善き生を確保するにはどのような秩序が創出されるべきかを、いっそう立ち入って考えようとしている。

ある島に二人のひとが——有能な身体を持ち合わせた女性 Able と、生産的労働に従事することのまったくできない男性 Unable が——住んでいる。Able は、特別な利他性を持つわけではなく、資源に対する欲深さを持つわけでもなく、自らの生存に要するだけの資源があれば充足し得る、という精神性を以って生きている。このような状況のもとで、ロックによる自己所有権思想と整合する世界資源の——生産手段として活用される資源、および、労働による産出態としてのそれをも含めた生活手段としての資源、これら双方を合わせた世界資源の——有力な分割方法として採り当てられるのは、次の方法になる。すなわち、Unable の方が島のほとんどの資源を獲得する権原を持ち、Able の方には資源の内のほんの少量のみを獲得する権原が与えられ、その少量を以ってでは Able にとっての生存のために要する手段を引き出すことはできない⁸⁾、という分割方法だ。この方法に関して留意されるべき点は、Unable が Able に向けて、Able 自身の生存（厚生）にとって必要不可欠な資源に対する所有権を、排除してしまう力を持ってしまう点だ。とはいえ Able だけが、資源を活用してふたりの生存（厚生）を可能ならしめる生産能力を持っている。してみれば、この二人の間には共同社会を（統治体を）構成するに際しての対等な交渉力がある、と想定できる、と考えることには妥当性があるだろう⁹⁾。ここで次のことを述べておく必要があるだろう。すなわち、Unable と Able との間で、資源の種別に対応した生産活動の成果を二人が獲得するにあたって、どのように分配することが公正さを持つことになるのか、という点を（本稿ではこの点に立ち入ることはできないのだが）明らかにしなければならないということ。

あらためて、身体の自己所有権および世界資源の自己所有権という各々について尊重されるべき事柄とは何であるのか、と問い直すならば、自己所有権のそれぞれが善き生の実現を促すための（脆い手段ではなく）堅固な手段となるべきだという事柄、まさにこの事柄に想い至る。懸案の Able と Unable との関係づけ方においては、一方の恣意や悪意によって他方の善き生のありようが翻弄される恐れがある。翻弄されぬための、堅固な自己所有権の在り方が、ここで探られるべきことになる。強制力に縛られた中で各人が不承不承に従う在り方とは異質な、理に合った自己所有権の在り方が、探り求められるわけである。

その在り方とは端的に示すならば、自己所有権へのジョン・ロック流但し書きの内実を、（敢えて言えば）〈公正としての正義〉に即するかたちで秩序化することだ。つまり、自己所有をめぐる正義の成立する理路を各人が覚識したうえで、共同社会の（統治体の）所有秩序を構成し、その秩序に基づく執行が為されることだ。念を押すかたちで言うなら、〈自己所有権をめぐる正義の成立する理路〉を各人が自発性を以って把握すること、

何よりも大切なのはこれなのである。

〔その次の次の項〕〈自己所有権〉と〈平等〉とを結びつける論理

ジョン・ロック流但し書きに真っ当に向き合おうとしない自己所有権論においては——典型としてはロバート・ノージックによる自己所有権の理説では——，“慈善”と称される関与が無ければ生産能力を欠く障害者たちが飢え果てるのを正当化するわけであるが、リベラリズム左派はそのような障害者をどのように取り扱おうとするか。別様に言えば、障害者たちと生産能力において有能性を発揮し得る健常者たちとの関係を如何様にかたちづくろうとするか。この論点に視軸を向けることにしよう。この際に確認しておくべきなのは、ノージックをも含めてリバタリアニズムに拠って立つ理説が最重要視するところの所有秩序の正義への論究という視座が、リベラリズム左派においては弱まり希薄化することだ。なるほど貧富の差の拡大やとりわけ困窮した生活状態を放置すべきではないと主張するのだが、主張の拠り所が〈所有秩序の正義はいかにあるべきか〉に見据えられるわけではない。敢えて表現するならば“人道主義的配慮”に発する再分配の制度や政策が探られる、換言すれば、統治システムの安定化を図るための安全弁装置として機能する福祉制度・政策が探られる、と見るのが妥当だろう。

ここでは、マイケル・オーツカに依拠して、リベラリズム左派が再分配策を必要視する意味脈絡を捉えることを図る¹⁰⁾。まず、下記の四つの再分配策が選択肢として浮上する。(i)普遍性を帯びた課税。(ii)普遍性を帯びた贈与¹¹⁾。(iii)普遍的ならざる贈与。(iv)不法行為を犯した者たちに対する課税。これらに向けて持つ選好の順位は、(ii)が最善で、(iii)が次善で、それに次ぐのが(i)で、(iv)が最後に位置づくだろう。なぜならば、自発性を選好し、普遍性や平等性を選好するがゆえに。とはいえ、(ii)や(iii)に頼るのみでは、再分配策を執行するために要する収入を確保できないという事態、これが経験上、立ち現われる。かくして、普遍性を帯びた課税(=i)こそがリベラル左派による再分配策の実現形態となる。(なおその場合、累進課税の方式を取り入れようとする動向の立ち現われも期待されること、本稿での議論の運びの公平さへの配慮からは、この点を補っておくのがよいだろう。))

とはいえ、この再分配策を以って所有秩序の正義が実現する、とみなすすれば、浅薄な思考に留まっていると言わねばならない。果たし得る責任を果たす度合において相違なく、かつ、運の作用によってのみ生産能力の顕著な差異が生じてある、そのようなひとたちが、当の差異によって翻弄されることなく、善き生への接近を実質上の平等を以って実現し得る、という条件、これを充足する、所有をめぐる意味秩序の、正義はいかにして可能か、ということが、ここで立ち向かわれるべき問いとなる。この問いに、そしてそこから生み起こされるべき探求の性質に、照らすならば、上記の再分配策は浅薄だと言わねばならないのだ。

〔その次の次の次の項〕リベラリズム左派の唱道する“平等主義”に孕まれてある陥穽

ひとびとが政治社会を構築しようと試みる始原の相を対象化するかたちで、しかも、

“平等主義”を重視すると称して政治社会構築へと向かうリベラリズム左派の構想の思惟地平を解明しようとするかたちを採って、オーツカの論じている内容¹²⁾をその概略のみ、採り挙げてみよう。政治社会構築の始原の相とは、旧来の秩序に囚われることなく十全なる自発性を以ってこそ新たに政治社会を創り出すために参集したひとびとにとっては、どのような秩序が——特に、各人にとっての善き生を（たとえば厚生のための機会という観点から観た善き生を）最大限に保障し得るための秩序の在り方としてどのような在り方が——選び採られ得るのか、これに焦点を合わせようとする相の謂だ。

探り出そうとする当の政治社会にはひとびとの間の地位の差が——階層差が——、有るのか無いのか？ リベラリズムの本性に照らしていえば、端的に言って、無いという在り方が想定され得なくなる。このことは恣意的な設定なのではなくて、ひとびとの間に生産性の相違が、特に労働能力という観点から観た相違が、無いと想定することに無理がある、という想定から繰り出されてくる設定である。念のため付け加えると、労働能力を向上させるための機会は各人に対して平等に開かれている環境状況に置かれている、というかたちでこの思惟地平は成り立っている。

では、この思惟地平に拠って立つ人々が全的な自発性を以って政治社会＝共同社会（コモンウェルス）をかたちづくるに際して、初めに合意される事柄とは何か。幾重にも階層化されるはずの諸地位の内のいずれに位置づくかを定めるための規則として、十全なる公平性を具備した籤を用意し、各人の引き当てた籤の結果を全員が受け容れねばならぬ、とする規則が設けられる。階層性を帯びた諸々の地位へのひとびとの配属は特定の一時においてのみ決められるというのではまったくなくて、労働能力の発揮様態→労働成果の提示様態に応じて、そのつどに変動することになるはずだ。なお、この階層化された地位のいずれに所属することになるかは、それぞれのひとの生涯という範囲への限定において決められることであり、世襲されるのではない。

ここで何よりも明識しておくべきなのは、善き生の平等化を図るという建前を採りながらも、労働能力の相違に応じて——ひとにとっての善き生の実現という目的からは、その手段に位置づくところの、発揮し得る労働成果の相違に応じて——善き生の実現度が異なること、そのことを正当化する構図が採られている点である。この構図はしかし問題化されるのを巧みに回避し、労働成果を発揮し得る度合において最も劣位にある者の獲得し得る基本財の質量を、想定し得る他の分配方法に比して最大化するところの分配方式を採用する、という規則を設けることで、処理されることになる。

以上が、“平等主義”を重視すると称して政治社会構築へと向かうリベラリズム左派の構想の思惟地平として、オーツカの示している内容の概略である。察せられるように、リベラリズム左派の唱える“平等主義”の陥穽が、〈能力〉の相違による善き生の不平等保障という各人への処遇様式を自明視して内在させている点、その点に留意しておこう。

〔その次の次の次の次の項〕ロック流但し書きに依拠するリベタリアニズムと〈運の平等論〉との結合をもたらす論理

前項まで試みた議論展開を基にすると、ロック流但し書きに依拠するリベタリアニズム左派の規範的思考と〈運の平等論〉luck egalitarianismとが、ひとびとの善き生をいわば

〈公正としての正義〉へ向けて保障しようとするその方向性において、結合すること、このことが少なくともその輪郭において浮かび出てきた。その結合をもたらす論理のみを、ここで確認するならば、命題「私の身体は私のものだ」に発して私の善き生へと接近するための条件が、私の責任に帰し得ぬ要因によって不利になったり有利になったりするのをもたらす社会秩序の在り方が許容されない、とする正義思考・志向。この方向を採ってロック流但し書きが解釈されるべきだ、と主張するリバタリアニズム左派の押し出す論理は、ほぼ直接に〈運の平等論〉の唱える正義の論理と合致するのだということ。これである。

【追補】〈自己所有権〉に対する視座の分岐—M・オーツカとG・A・コーエン—

〔始まりの項〕から〔その次の次の次の項〕までに議論した事柄を、その議論展開を駆動する視座に焦点を合わせるかたちで要約するならば、〈自己所有権〉と〈運の平等論〉との接合は可能だとする、マイケル・オーツカによる視座、これを支持するものである。ここでは、上述のいわば「本論」を追補するという位置づけを採って、〈運の平等論〉を主導してきた論者でありつつ、〈自己所有権〉へは一貫して批判性を強く帯びた見解を持っていたG・A・コーエンを採り挙げ、コーエンとオーツカ、それぞれの〈自己所有権〉に差し向ける視座の相違の抛って来るところ——所以——について、言及しておこう。

オーツカによる〈自己所有権〉への解釈の特殊性は、端的に、身体の所有権への解釈の仕方に収斂するだろう。すなわち、〈自己所有権〉の中心を、ひとそれぞれが自らの身体を所有し、かつ、その身体を以って善き生へと接近するための条件を、不利に曝されることなく持ち得ること、と捉える解釈に見て取れるわけだ。しかも生産性を発揮し得るか否かという能力のありようとは切り離すかたちで個体身体を所有する、と捉えること。ここに決定的な特徴を持っていた。この解釈によるならば、たとえ極度の障害を具有する身体であったとしても、〈自己所有権〉の主張を以ってすれば、〈運の平等論〉の到達目標である〈公正としての正義〉への理路と比べて、遜色のない理路を獲得できる、とこのように思惟を展開するわけである。このような理路の獲得方法が矛盾を蔵した背理だとは、言えないように思われる。とはいえ、これはかなり摩擦の多い展開方法であるようにも思われる。

上記の論点にかかわってコーエンは、〈自己所有権〉に依拠する思想には突破し難い行き詰まりがつきまとうこと、そのことに警鐘を鳴らしていたように思われる〔G・A・コーエン、1995年（→2005年）、特に、第3章「自己所有権、世界所有権、平等」、第4章「自由と平等は両立するか」〕。むしろ世界資源への共同所有権を実現させることの方が、極度の障害を具有する身体をも含めての、善き生への接近条件の平等化を企図するにあたっては有望である、というのがコーエンの思考する方向であった。この【追補】では、〈自己所有権〉に対する視座の分岐および見通しについて、これだけを記すに留める。

〔結びに代えて〕

小論は、ジョン・ロックによる所有秩序観に向けての、マイケル・オーツカによる——

左派リバタリアニズムの立場からの正義思考を創出しようと図る代表的論者であるオーツカによる——解釈の筋道を支持するかたちで、労働能力を欠く存在者、その意味での重度障害者、そのひとたちにとって、優れた労働能力を発揮し得るひとたちと比べてなんら遜色のない善き生を享受することができる秩序を構築すべきこと、その方向が正しいこと、そのことを、論理の水準において〈善き生＝目的〉と〈資源の所有＝手段〉との関係づけ方に照準して、明らかにしようとした。しかし『追補』の項で言及したところの、世界資源に対する〈共同所有権〉と〈自己所有権〉との関係を、望まれるべき政治社会の構築原理の探索を媒介にして、解明することが、残された重要問題として意識されなければならない。今後の課題として銘記しておこう。

注

- 1) ここで言及している犯行へ到るまでの植松の思考に関しては、さしあたり次の雑誌に収められている記事が参考にあたいする。すなわち、『季刊福祉労働』153号（2016年）所収の記事。特に鈴木治郎「全国の皆さまへ 我々は認めない！」および市野川容孝「社会的殺人」が参照されてよいだろう。
- 2) 平田清明の謂う「個体的所有」とはその基本的な含意として、この論考で後述するところの「自己所有」概念に近似している、と捉える立場に、筆者は立つ。
- 3) 拙稿「〈「基本的人権」論争〉を再考する—〈権利〉が正義たり得るための条件に照準して—」（2022年、『椋山女学園大学研究論集53』、61-62頁）
- 4) 拙稿「立岩真也による〈自由の平等〉構案の孕む触発力—「能力をめぐる正義」考にとって—」（2008年、『椋山女学園大学研究論集39』、30-33頁）
- 5) 謂うところの「自己所有秩序観」とは、自己の身体の在り方を媒介にして生存の手段となる資源を所有すべきだ、とする秩序観を指し示す。謂うところの「私的所有秩序観」とは、資本制下での生産関係のありように依拠して規範化されることになる所有の秩序観念を指し示す。このような識別の仕方は、広く受容されているわけではないが——むしろ両者を同様の含意として用いられる場合が多いと思われるが——、本稿では敢えて、それぞれの含意を上記のように区別だてる。
- 6) 「ロック流但し書き」(Lockean proviso) と命名して論及することを学術文献において明示するかたちで行なったのは、管見によれば、ロバート・ノージックの著書（1974（→1994））が始まりであるように思われる。その著書の第7章「配分的正義」の中にノージックは、〈ロックの獲得〔原始取得〕論〉という見出しを持つ箇所を設けて論及している。
- 7) ここに示した解釈に向けては、異議が生じるかもしれない。しかし、各人にとっての、自己の身体的所有権と世界資源の所有権との結びつき方、これに対するロックによる規範性を帯びた捉え方を勘案するならば、(マイケル・オーツカによる、ロックの所有秩序観に対する読み取り方を支持しつつ、) 身体の発揮する労働能力が、〈各人の身体が善き生を享受し得ること〉という目的にとっての手段として位置づけられている、とする論理構成をロックの所説から推論することができる [Otsuka, M. 2003: chap. 1]。この点を媒介にして、筆者のここに提示した解釈の妥当性を主張し得るであろう。
- 8) この制約条件の中には、Ableがその労働能力を高度化させることによってわずかの生産手段となる資源からさえも自らの生存を（善き生を）産出できるようになる、という事態にも対処し得るかたちで、Ableに認められるところの、妥当性を帯びた、資源所有量についての制約内実が、勘案されている、と想定されるべきことになる。

ここでさらに言及しておくのがよいと思われるのは、(オーツカによる叙述内容から直接に読み取れることではないのだが,) Ableに資源全体の内の制限された所有権を認める理由として推察し得るのは、Ableにとっての善き生の内容を成す、Ableにとっての選好充足を実現するための方途をもたらし得るから、という理由が挙げられるかもしれない。そしてまた、他方のUnableにとって善き生の内容を成す選好充足に関しては、自らの身体的作用によって資源にはたらきかける生産活動を媒介としなくとも、Unableが所有する資源を直接のかたちで享受し選好充足を為し得る、という特殊な事象を、想定することはできる。

この註でここまで述べてきた特殊な事柄を除いては、資源のすべてをUnableが所有することを通じて、Ableによる生産活動の内容をUnableとAbleとの交渉によって決定するに際して両者が対等の交渉力を持つ、と想定され得る。そのことをふまえるならば、前段落で述べた理由の故に資源所有を制限付きながらもAbleに認めねばならないことには、必ずしもならない、と考えることはできる。結局のところ、この論点については、筆者にとって現段階での明晰な説明を為し難いこと、このことをここでは記すに留めざるを得ない。

- 9) この見解は、[Otsuka, M. 2003: 31-35]を参照することを通して、得られたものである。
- 10) ここでの記述は、[Otsuka 2003: 41-53]を参照し触発されることによって、産み出されている。
- 11) 「普遍的な贈与」を考えるにあたって、石川准による次の見解が示唆を与えてくれる。「「できる人」が「できない人」に対して、「できない人」が必要としているものを見返りなしに一定程度与えるシステム、共同性、関係性をつくっていく責任が社会にある、という思想が社会モデルです」.[石川准 2002: 16]
- 12) ここで提示する内容は、[Otsuka, M. 2003, 115-117]を参照することによって、産み出されている。

文 献

- Cohen, Gerald Allan (1995) *Self-Ownership, Freedom, and Equality*, Cambridge University Press (ジェラルド・A・コーエン (松井暁・中村宗之訳) (2005) 『自己所有権・自由・平等』青木書店)
- Engelhardt, H. T. (1986) *The Foundations of Bioethics*, Oxford University Press (H・T・エンゲルハート (加藤尚武・飯田亘之監訳) (1989) 『バイオ・エシックスの基礎づけ』朝日出版社)
- 平田清明 (1969) 『市民社会と社会主義』岩波書店
- 市野川容孝 (2016) 「社会的殺人」(『季刊福祉労働』153所収)
- 石川准 (2002) 「今、なぜ障害学か」(大阪人権博物館編『障害学の現在』所収)
- 福祉労働編集部編『季刊福祉労働』153号 (2016) 現代書館
- Locke, John (1690) *Two Treatises of Government*, London (ジョン・ロック (鵜飼信成訳) (1968) 『市民政府論』岩波書店) (ジョン・ロック (加藤節訳) (2010) 『完訳 統治二論』岩波書店)
- 真木悠介 (1977) 『現代社会の存立構造』筑摩書房
- 西口正文 (2008) 「立岩真也による〈自由の平等〉構案の孕む触発力」(『椋山女学園大学研究論集』39所収)
- 西口正文 (2022) 「〈「基本的人権」論争〉を再考する」(『椋山女学園大学研究論集』53所収)
- Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books (ロバート・ノージック (嶋津格訳) (1994) 『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社)
- Otsuka, Michael (2003) *Libertarianism without Inequality*, Oxford University Press
- Steiner, Hillel (1994) *An Essay on Rights*, Blackwell Publishers (ヒレル・スタイナー (浅野幸治訳) (2016) 『権利論』新教出版社)
- 鈴木治郎 「全国の皆さまへ 我々は認めない！」(『季刊福祉労働』153所収)